

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 公金の収納の事務を委託した件 二六四
- 地籍調査の成果について認証した件 二六四
- 土地改良区の定款の変更を認可した件三件 二六四
- 保安林の指定施業要件を変更する件 二六五
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件九件 二六五
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 二六七
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 二六七
- 肥料の検査の結果の概要を公表する件 二六八
- 一般競争入札を行う件二件 二六九

告 示

福島県告示第三百四十四号
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
 公金の収納の事務を令和二年四月一日次のとおり委託した。
 令和二年五月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
 - 1 太陽の国病院手数料収納の事務
 - 2 太陽の国交流センター使用料収納の事務
 - 3 福島県勤労身体障がい者体育館使用料収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地
 - 1 名称 社会福祉法人福島県社会福祉事業団

- 2 所在地 西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原五番地三
- 三 収納の事務を委託する期間
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

（保健福祉総務課）

福島県告示第三百四十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
 令和二年五月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 調査を行った者の名称

- 二 成果の名称

会津若松市 会津若松市徒之町の一部の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第三百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、阿武隈川上流土地改良区から令和二年四月二十四日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月十五日認可した。
 令和二年五月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

福島県告示第三百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、泉崎村土地改良区から令和二年四月二十七日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月十五日認可した。
 令和二年五月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

福島県告示第三百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、岩瀬土地改良区から令和二年四月二十三日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月十五日認可した。
 令和二年五月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

福島県告示第百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和二年五月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市町庭坂字仲江一二の一、一四の二、一六の四、一七の三、一九
- 二 保安林として指定された目的
水害の防備
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（森林保全課）

福島県告示第百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年五月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
田崎卯一 田崎四平 渡部政美
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和二年福島県告示第百五十九号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ

り、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年五月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
五十嵐教道 荒川四郎 若林一 宗像五郎 宗像三男 宗像勝男 星彦惣 大満美好 白岩興重 富田禎次 富田勝 富田昌志 富田禎次
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和二年福島県告示第百五十七号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年五月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
安斎茂三郎 君島升伍 城戸翠
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和二年福島県告示第二百五十六号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第三百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年五月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
陽田正彦 陽田千壽子 今野榮
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和二年福島県告示第二百八十三号）によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第三百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を伊達市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年五月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
大橋好典

- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和二年福島県告示第二百八十八号）によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第三百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年五月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
梅津信六 芳賀幸市 蛭川一二三 後藤清 芳賀清助 梅津長重 守谷二郎 鈴木啓吉 山田ミエ 後藤達見 田畑通四郎 渡辺太郎 二丹徳治 斎藤タツイ 古川アサ 国井重雄 斎藤輝武 斎藤庄治 渡辺義衛門
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和二年福島県告示第二百八十六号）によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第三百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内

容の要旨は、次のとおりである。
令和二年五月二十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
穴戸伴三郎 東信建設株式会社
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（令和二年福島県告示第二百九十六号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第三百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和二年五月二十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
久家広明 久家春太郎 久家藤三郎 久家長次 久家博光 久家利夫 久家利夫 久家利夫 弓田佐代喜 弓田徳英 弓田林次郎 金子米太 上野克彦 石山雄一 株式会社トーマン 坂内竹次
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和二年福島県告示第二百七十一号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第三百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和二年五月二十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
田崎清 新井田元次 田崎剛 新井田元治 田崎亀松
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和二年福島県告示第二百九十四号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

公 告

公告第九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨届出があった。
令和二年五月二十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称
母畑地区土地改良区
退任した役員
氏名 住所
理事 塩田 登 須賀川市塩田字石戸屋一一一番地一
就任した役員
氏名 住所
理事 芳賀 佐蔵 須賀川市塩田字細久保一七二番地

（農村計画課）

公告第九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。
令和二年五月二十二日

土地改良区の名称
三春町土地改良区
福島県知事 内堀雅雄

就任した役員
役別 氏名 住所
理事 坂本 浩之 田村郡三春町字荒町四四番地の二
(農村計画課)

公告第九十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百七号）第三十条第七項の規定により、令和元年五月から令和元年十月までの間に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。
令和二年五月二十二日

令和元年10月分
(普通肥料)
福島県知事 内堀雅雄

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要			備考
			分析検査		保証票の検査	
項目	指摘事項	その他				
副産石灰肥料	キユーピーターボ株式会社	50副産石灰	AL	—	—	
米ぬか油かす及びその粉末	三和油脂株式会社	特選王将印脱脂ぬか	TN、TP、TK	—	—	

注

1 分析検査の欄及びその他の検査の欄の記載は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
3 主成分の略号は次のとおりである。
TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、AL—アルカリ分

令和元年5月分
(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名(及び商品名)	検査の結果						備考		
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)		C/N	水分 (%)
堆肥	本田耕一郎	北たい肥	0.5	0.5	0.3	—	—	—	16	76.5	
堆肥	安齋敏明	牛堆肥	0.3	0.2	0.5	—	—	—	21	69.7	

令和元年6月分
(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名(及び商品名)	検査の結果						備考		
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)		C/N	水分 (%)
堆肥	全国酪農業協同組合連合会	牛糞堆肥	0.7	0.4	1.2	—	—	—	25	57.7	
堆肥	株式会社ユキサク	エスコンボ	1.0	2.5	0.9	46	575	—	20	55.3	
堆肥	有限会社産宝ファーム	鶏糞たい肥	2.1	3.6	2.3	—	262	—	15	24.4	

令和元年10月分
(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名(及び商品名)	検査の結果							備考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)	C/N		水分 (%)
堆肥	井出 淳	牛ふん堆肥	0.7	1.0	1.5	—	—	—	17	64.8	
堆肥	佐久間信次	佐久間牧場の堆肥	0.5	0.5	0.7	—	—	—	30	67.7	

注 主成分の略号は次のとおりである。
 TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCaO—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量
 (農業総合センター)

公告第96号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年5月22日

福島県知事 内堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 福島県予算編成支援システム 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和2年8月31日（月）
- (4) 納入場所 福島県第二電子計算機室（福島県福島市杉妻町2番16号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年6月18日

(木) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和2年6月18日(木)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和2年5月22日(金)から同年6月18日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大ききの用紙21枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年6月2日(火)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和2年6月2日(火)午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年7月3日(金)午前11時 福島県出納局入札用度課 (郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、7月2日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Budgeting support system 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 3 July 2020

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 2 July 2020

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

公告第97号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年5月22日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 乳がんデジタル検診車 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和3年3月29日（月）
- (4) 納入場所 公益財団法人福島県保健衛生協会

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年6月17日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和2年6月17日（水）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和2年5月22日（金）から同年6月17日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙23枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年6月3日（水）午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和2年6月3日（水）午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年7月2日（木）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、7月1日（水）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
 - (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Breast cancer digital
screening car 1 unit
 - (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 2 July 2020
 - (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 1 July 2020
 - (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau,
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima
960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)